

野焼きは 禁止 です

問い合わせ先 環境整備課
(☎43-7237)

野焼きは、不完全な焼却施設などによる屋外での焼却行為のことで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止です。

ドラム缶・ブロック積み・穴を掘っての焼却も、野焼き行為となります。一般家庭から出るごみの焼却も野焼きに該当します。

野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、焼却すれば必ず煙が発生します。洗濯物に臭いがついたり、乳幼児のいる家庭やぜんそくなど呼吸器系の病気の人にとっては、非常に迷惑になります。焼却しないで処理するようにしましょう。苦情などが寄せられた場合は行政指導を行います。

野焼き禁止の例外（一部）

例	例外となる廃棄物の焼却
①	風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 とんどなどの地域の行事における廃材等の焼却
②	農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 農業者が行う凍霜害防止のための稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却（廃ビニールは不可）など
③	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微な焼却 たき火、キャンプファイヤー等を行う際の廃材などの焼却

※③の軽微な焼却とは、煙の量や臭いなどが近所の迷惑にならない程度の、少量の焼却のことを言います。

◎消防署への届け出

火災と間違われる恐れがある場合は、事前に最寄りの消防署へ届出が必要となります。

消防署への届出は「火災と誤認しないためのもの」で、「野焼きを許可するもの」ではありません。

例外的に焼却する場合であっても、焼却する場所・時間・風向きなどに十分注意し、他人の迷惑にならないように努めてください。



農業委員・農地利用最適化推進委員の任期は令和8年7月19日まで

農地利用最適化推進委員一覧		
名前	担当地域	電話番号
居神 友久	上下町小塚、上下町有福	62-2855
上門 三義	上下町小堀、上下町二森、上下町階見	62-2781
横山 寿人	上下町上下	62-2652
上岡 稔弘	上下町深江、上下町国留	62-3589
濱保 敬志	上下町矢野、上下町矢多田、上下町松崎	62-2550
向田 定男	上下町井永、上下町佐倉、上下町岡屋、上下町水永	62-3862
平迫 豊	斗升町、行藤町	68-2676
大野 宏	木野山町、阿字町	68-2310
井上 安人	久佐町、河佐町、諸毛町、小国町	49-0432
加納 巧	河面町、河南町、三郎丸町、篠根町、僧殿町	41-5238
神田 純治	父石町、目崎町、上山町、荒谷町、出口町、府中町、本山町、府川町、鶴飼町、高木町、中須町、広谷町、元町、桜が丘一丁目、桜が丘二丁目、桜が丘三丁目	43-6400
檜崎 登	栗柄町・用土町・土生町	43-4461

農業委員一覧	
名前	電話番号
秋山 剛	62-2594
木戸 安江	62-3687
古城 竹吉	62-4186
小寺 旭	45-7715
小森山 仁司	41-7786
坂永 年弘	62-2537
末宗 龍司	62-3812
瀬尾 毅	084-922-8321
竹内 茂樹	49-0819
田中 智文	62-3841
野津田 はるみ	62-3777

問い合わせ先 府中市農業委員会事務局
(☎43-7215)、上下支所地域づくり係 (☎62-2124)

任期満了により、新しい農業委員・農地利用最適化推進委員が選任

農地売買などは、事前にご相談ください

無許可や無届けで行う農地売買などは違法のため、処罰の対象になる場合があります。事前に農業委員または担当地区の推進委員に相談するか、問い合わせ先に連絡してください。